

## 阿倍野区健康づくり推進会議運営要綱

### (目的)

第1条 区民協働により、地域全体の健康づくりの機運を盛り上げ区民の健康向上をめざすことを目的として阿倍野区健康づくり推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康づくり活動の効果的な支援・推進と啓発に関するここと
- (2) 健康づくり活動に取組む人材の育成、支援に関するここと
- (3) その他、協議を必要とする事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体から選出された者及び阿倍野区役所職員により構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、就任の日から同年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合、その後任の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (座長等)

第5条 推進会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は推進会議を統括し、推進会議を代表する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

### (関係者の出席)

第7条 座長が必要と認めたときは、推進会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 推進会議の事務局は、阿倍野区役所保健福祉課（地域保健）に置く。

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、座長が定める。

第10条 この要綱に定めのない事項は別途定める。

### (附則)

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### **別 表**

- ・(一社) 大阪市阿倍野区医師会
- ・(一社) 阿倍野歯科医師会
- ・(一社) 阿倍野区薬剤師会
- ・阿倍野区食生活改善推進員協議会
- ・阿倍野区健康づくり推進協議会「梅の会」
- ・阿倍野区体育厚生協会
- ・(社福)大阪市阿倍野区社会福祉協議会
- ・阿倍野区老人クラブ連合会
- ・阿倍野区役所・阿倍野区保健福祉センター

　保険年金業務主管課長

　区担当医師

　保健業務主管課長

　保健業務主管課長代理

　統括保健師